

届出を要する事項		指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
新規申請	病院、診療所、保険薬局、施術者、指定訪問看護事業者が新たに指定を受ける場合 (医師・薬剤師が申請をする場合は医師免許証若しくは開設許可証の写しが必要)	○						
既に指定を受けている場合	指定医療機関が生活保護法による指定の更新を受けるとき (6年ごとの更新が必要)	○						
	(1) 移転したとき (2) 開設者が交代したとき ・個人の交代 ・個人⇄法人 ・法人が別法人へ変更した場合 (3) 病院⇄診療所に変更した場合 ※一度廃止し、新たに指定申請が必要です。	○			○			
	(1) 医療機関名の変更 (2) 医療機関の住所が、住居表示変更、地番整理により変更になった場合 (3) 開設者の名称変更 ・氏名の変更 ・法人名称の変更 (4) 法人の主たる事務所の所在地の変更 (5) 管理者の変更 ・管理者の交代 ・氏名の変更 (6) 訪問看護ステーションが移転した場合			○				
	(1) 指定医療機関の開設者又は施術者本人が死亡、あるいは失踪の宣言を受けた場合 (2) 指定医療機関の開設者又は指定施術者本人が業務を廃止した場合				○			
	一時的に業務を休止した場合					○		
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合						○	
	生活保護法等による指定のみ辞退する場合(業務は継続) ※30日以上の予告期間が必要							○